

学校における食育推進連絡調整会議設置要綱

平成21年10月30日

21川教健第1439号

(目的及び設置)

第1条 学校における食育の推進への対応を図るため、学校における食育推進連絡調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 調整会議は、次の事項について連絡調整するものとする。

- (1) 学校における食育推進の具体的対応に関すること。
- (2) 学校における食育推進計画に関すること。
- (3) 学校における食育に関わる情報の共有に関すること。
- (4) その他学校における食育推進に関すること。

(組織)

第3条 調整会議は、別表に掲げる委員をもって組織する。

- 2 調整会議に座長を置き、教育委員会事務局健康給食推進室長をもって充てる。
- 3 調整会議に副座長を置き、校長会長が指名する者のうちから座長が指名する者をもって充てる。
- 4 座長は、会務を総理する。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議等)

第4条 調整会議は、座長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 委員は、会議に出席できないときは、その指名する者を代理で会議に出席させることができる。

(作業部会)

第5条 調整会議に、学校における食育の推進についての諸課題について研究を行うため作業部会を置くことができる。

(関係者の出席等)

第6条 調整会議は、座長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 調整会議の庶務は、教育委員会事務局健康給食推進室において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営について必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年10月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年2月24日から施行する。

附 則（平成30年7月17日教育次長専決 30川教健給第865号）

この要綱は、決裁の日から施行する。

別表（第3条関係）

川崎市立小学校長会長が指名する者

川崎市立中学校長会長が指名する者

川崎市立高等学校長会長が指名する者

川崎市立特別支援学校長会長が指名する者

川崎市教職員組合執行委員長が指名する役員

川崎市立関係教育研究会長が指名する者

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室長

川崎市教育委員会事務局学校教育部指導課〔指導・調整〕担当課長

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室〔食育推進〕担当課長

川崎市総合教育センターカリキュラムセンター室長